

川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金交付要綱

(平成28年3月16日市長決裁27川経次第295号)

(通則)

第1条 「川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金」(以下「補助金」という。)の交付については、「川崎市補助金等の交付に関する規則」(平成13年川崎市規則第7号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市内の中小企業等が4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムの保有する「新川崎・創造のもり」のナノ・マイクロ技術の研究装置等を利用するための費用の一部に対して補助金を交付することにより、産学連携による新技術や新製品の開発を促進し、地域産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体をいう。

(補助対象者)

第4条 補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、新技術や新製品の研究開発を行い、若しくは行おうとする中小企業等で、次の各号に該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、補助対象事業を市内の事業所で行う者であること。

(2) 市民税を滞納していない者であること。

(3) 同一年度内に本事業の補助を受けていない者であること。

(4) 代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、開業後1年未満の者であっても、市内に主たる事業所を有し、次の各号に掲げる施設等に入居し、補助対象事業を市内の事業所で行う者は、補助対象者とする。

(1) かながわサイエンスパーク

(2) かわさき新産業創造センター

(3) K S P - T H I N K

(4) 明治大学地域産学連携研究センター

(5) 川崎生命科学・環境研究センター

(補助対象事業)

第5条 補助対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、補助対象事業者が第2条に掲げる

目的を果たすために、4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムの研究装置を利用した研究開発事業とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 研究開発事業は、受託開発等の営利を目的とするものでなく、自らの研究開発を目的としたものであること。
- (2) 重複して他の公的機関から同様の助成を受けていないこと。
- (3) その他、市長が定めること。

2 対象事業は、第9条に規定する補助金の交付決定を受けた日から、当該年度の2月末日までに実施するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

ただし、消費税及び地方消費税額は補助対象外とする。

(1) 装置利用料

4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムが保有する「新川崎・創造のもり」内のナノ・マイクロ技術の研究装置の利用に要する経費

(2) 施設の維持管理費

前号の装置利用に付随する施設の維持管理に要する経費

(補助率及び補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内で、1の補助対象事業につき単年度10万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書【**第1号様式**】に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書【**第2号様式**】

(2) 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書（ただし、中小企業者のうち個人の場合にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し、中小企業団体の場合にあっては定款、組合員名簿及び総会の議事録（当該申請に係る議決の記載のあるものに限る。））

(3) 前年度の市民税納税証明書

(4) 企業概要（パンフレット、経歴書等、事業内容が分かる書類）

(5) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書【**第3号様式**】により、申請者に通知するものとする。

(変更・中止の申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、その内容の変更をしようとするとき又は当該事業を中止しようとするときは、予め事業計画変更（中止）申請書〔第4号様式〕を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更・中止)

第11条 市長は、前条の変更（中止）の申請があった場合において、事業計画の変更又は中止の承認をしたときは、事業計画変更（中止）承認通知書〔第5号様式〕により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書〔第6号様式〕に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 装置利用料等の支払い証拠書類（請求書及び領収書の写し等）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に掲げるときのほか、必要と認められるときは、補助事業者に報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条による報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書〔第7号様式〕により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、市長に補助金の請求書を提出しなければならない。

2 市長は前項の請求に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたものがあつた場合には、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(書類の保管)

第16条 補助事業者は、対象事業に係る関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間、保管しておかななければならない。

(実施状況の調査等)

第17条 市長は、対象事業の適正な遂行を確保するため必要と認めるときは、関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、実施状況について調査を行うことができる。

(事業成果の普及)

第18条 補助事業者は、市長が補助事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(制度の検討)

2 この要綱の施行後、概ね3年を経過した時点において、この要綱に規定する事項の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

[申請者]

住 所 _____

商 号 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

[連絡担当者]

氏 名 _____

所属・役職 _____

電話番号 _____

メ ー ル _____

川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 名	
補 助 対 象 額	千円
補 助 申 請 額	千円

【企業概要】

事業内容			
資 本 金	千円	企 業 区 分	中小企業 ・ 中小企業団体
従 業 員 数	人	創 業 年 月	年 月
主 要 製 品	%	主 要 取 引 先	%
	%		%
	%		%

【補助事業概要】

事業名	
事業実施内容	※研究開発の概要、主に使用する装置等
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
開発スケジュール	
期待される効果	

【事業に要する経費】

(単位：円)

費 目	金 額
[補助対象額 経費内訳]	
(1) 装置利用料	円
(2) 施設の維持管理費	円
計	円

※補助対象経費に消費税は含まれない。

誓 約 書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

本 店 所 在 地

商 号

代 表 者 職 ・ 氏 名

印

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提供することについて、同意します。

〔 役 員 等 名 簿 〕

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

（注1）氏名にはフリガナを付して下さい。

（注2）役員等名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

本店所在地

商 号

代表者職・氏名

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金については、川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川崎市 市長 名

1 交付決定額 円 対象事業名

3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付を受けるまでに第4条及び第5条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

4 補助事業が完了したときは、速やかに関係書類を添えて事業実績報告書を提出すること。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

（申請者）

本 店 所 在 地

商 号

代表者職・氏名

年度川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金に係る事業計画変更（中止）申請書

年 月 日付で川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金
について、次のとおり事業計画の内容を変更（中止）しますので、川崎市ナノ・マイクロ機器
利用促進補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 変更（中止）理由

2 変更内容

事業計画変更（中止）承認通知書

川崎市指令 第 号

本店所在地

商 号

代表者職・氏名

様

年 月 日付で申請のあった川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金に係る事業計画の変更（中止）については、川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき、内容審査の結果、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市 市長 名

1 対象事業名

2 変更の内容

3 対象事業費 円

4 交付決定額 円

5 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させる。

（1）偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付を受けるまでに第4条及び第5条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。

（4）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

6 補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに関係書類を添えて事業実績報告書を提出すること。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

（申請者）

本 店 所 在 地

商 号

代表者職・氏名

年度川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金に係る事業実績報告書

年 月 日付けで川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業が完了しましたので、川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金交付要綱第12条の規定により報告いたします。

- 1 対象事業名
- 2 交付決定額 円
- 3 事業実績書 別紙のとおり
- 4 経費支出表 別紙のとおり

別紙

【事業実績書】

事業名	
事業実施内容 (※活動内容、開発経過、現在の状況等)	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
研究開発成果 (※開発の効果、事業化の見通し等)	

【経費支出表】

(単位：円)

費目	申請額	実績額	備考
[補助対象経費 内訳]			
(1) 装置利用料	円	円	
(2) 施設の維持管理費	円	円	
計	円	円	

※補助対象経費については、領収書等の支払いを証明する書類を添付すること。

番 号
年 月 日

本店所在地

商 号

代表者職・氏名 様

川 崎 市 長

年度川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金額につきまして、川崎市ナノ・マイクロ機器利用促進補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 交付決定年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 対象事業名
- 4 交付決定額 円
- 5 確定額 円